

方針	施策	No.	事業区分	事業名	実施区域	着手時期	事業内容
1.都市機能・生活機能の集約・強化							継続8 新規8 計16事業
①都市機能の誘導や高質化							
		1	新規	総合センター整備事業	一般	前期	今後とも市民に適切な公共サービスを提供するために、コンパクトで持続可能な都市づくりが求められているが、合併時の所管区域をそのまま継承している支所を始めとした、市民の身近な行政機関である地域行政組織においても、今後の本市の一体的なまちづくりを進めていく上で、全市域的な視野に立って、社会経済環境の変化を踏まえた行政サービスの提供をしていくべきであるという考えの下、市役所の取り扱うサービスのほとんどが本庁組織に集約されている機能を総合センターへ分散させ、また、地域包括支援センターや保健センターの出先機関とも連携することにより、超高齢社会の到来や行政ニーズの多様化に対応し、本庁に行かなくても、より身近な場所での総合センターにおいても同様に、住民福祉や利便性の向上につながる行政サービスを中心に、これまでの支所・出張所よりも幅広いサービスを提供しようとするもの。
		2	継続	新病院を核としたまちづくり推進事業（北側エリア整備事業）	一般	前期	地域交流拠点である仏生山地区に、多核連携型コンパクト・エコシティの地域交流拠点のモデルとして「人が集い 文化にふれあうエリア」をコンセプトに利便性の高い多様な交流施設の整備を行う。  【具体的な内容】 ・市道整備（エリア内道路、仏生山町8号線） ・街区公園、地域交流センター、総合センター等の基盤整備 ・パークアンドライド駐車場整備
		3	新規	民間活力を活用した公有地活用による都市機能強化	広域 一般	中後期	都市機能誘導区域内の公有地において、定期借地権やPFIなど民間活力で都市機能を誘導し、立地が必要な都市機能の維持・運営を図る。
		4	新規	誘導施設立地の支援	広域 一般 学術	中後期	「都市再構築戦略事業」や「都市機能立地支援事業（民間補助）」における税制優遇や賃料減免措置の導入を検討し、国の直接補助と合わせて医療・福祉・商業など、各拠点に必要な都市機能について、民間活力も活用しながら誘導を図る。
		5	新規	地域包括支援センター・保健センター出先機関の統合	一般	前期	地域における総合的な保健・福祉の相談窓口の充実及び子どもから高齢者まで一体的・専門的な対応による保健・福祉サービスの向上を目指し、地域行政組織再編計画に基づく総合センターの開設に合わせ、既存の地域包括支援センターの出先機関（サブセンター・サテライト）及び保健センターの出先機関（保健ステーション・合併町保健センター）を統廃合し、各区域の総合センターに段階的に移転させる。
		6	継続	街路事業の推進	広域 一般 学術 居住 区域外	前期	郊外部の都市計画道路整備の必要性を検証するとともに、既成市街地においてネットワーク上や市街地形成上必要な道路やボトルネックの解消策（右折レーン等の拡充）等を総合的に検討する都市計画道路網再編を行い、併せて新しい都市計画道路の整備による土地利用の誘発のコントロールを図る。  （県実施のパーソントリップ調査の結果を踏まえ、将来交通量を見極めながら進める必要がある。）
		7	継続	地域交流拠点における新病院整備事業	一般	前期	高松市民病院と香川診療所を移転統合した高松市新病院を整備する。 新病院は、急性期医療の充実を図るとともに、「地域包括ケアシステム」の後方支援機能を担う病院として、病床数305床（一般病床299床（うち地域包括ケア病床44床）、感染症病床6床）を整備する。
②中心市街地の魅力の強化							
		8	継続	空きオフィス、空きビル活用の推進	広域	中後期	都市機能誘導区域の空きオフィス、空きビルを活用・再生する取組に対して、サポートを行う。 今後、実施区域や支援策等を検討する。
		9	新規	中心市街地南部エリアの活性化	広域	前期	中心市街地南部エリアにおいて、高松市中心市街地南部エリア活性化マスタープラン等に基づく各種事業の支援を行う。
		10	新規	まちなかループバスの維持・改善	広域	前期	中心市街地エリアの回遊性やアクセス性の向上を目的に、まちなかループバスの利便性の向上を目指す。 将来に向けては、駅と商店街周辺等の南北方向だけでなく、東西方向の移動を広く確保し、中心市街地全体の回遊性をより向上させるため、既存のまちなかループバスの運行エリアの拡大や再編についても検討する。
		11	継続	高松市中央商店街空き店舗活用支援事業	広域	前期	中央商店街への新規出店者に対して、新規出店の支援をすることで空き店舗の解消、商店街の活性化を促進する。
		12	新規	新県立体育館整備関連事業	広域	前期	市民スポーツの振興を図るため、閉館した本市福岡町の旧県立体育館に代わり、サンポート地区で整備される新たな県立体育館について、整備主体である県と協議・調整を行い、建設環境を整備する。
		13	継続	市街地中心部の自転車等駐車場整備事業	広域	前期	「高松市自転車等駐車対策総合計画」に基づき、市街地中心部における自転車等駐車場の整備について、行政と、鉄道事業者や商店街振興組合などの民間事業者が、責任と役割を分担し整備を進める。
		14	継続	高松丸亀町商店街再開発事業	広域	前期	再開発事業（民間プロジェクト）を法定再開発事業により実施する取組。 商業・サービスの魅力強化と来街者の回遊性向上、まちなか居住の促進に資する高松丸亀町商店街等再開発事業に対する計画について検討し、関係者の合意形成の状況を注視しながら、事業性や効果、採算性などを熟慮した事業計画（施設規模、資金計画など）が取りまとめられるよう支援していく。
		15	継続	レンタサイクル事業	広域	前期	自転車を近距離交通機関の1つとして位置付け、市街地中心部の主要な鉄道駅等に隣接してポートを設置し貸出すことにより、公共交通の利便性を高め、市街地中心部に流入する自家用車を削減して、交通渋滞の解消や環境負荷の軽減を図る。
		16	新規	自転車利用環境整備事業（五番町西宝線自転車道整備）	広域	前期	安全で快適な歩行者及び自転車の空間確保を目指し、五番町西宝線において、自転車道を整備する。 現在、番町一丁目交差点からサンクリスタル高松前の昭和町交差点までの約1km区間の整備が完了しており、以西については、高松坂出有料道路の無料化等に伴い交通量が増加し、混雑が予想されたため休止していたもので、自動車交通量の転換が見込める都市計画道路木太鬼無線（西春日。鶴市工区）の供用後、交通状況を検証し、整備に着手する。

方針	施策	No.	事業区分	事業名	実施区域	着手時期	事業内容
<b>2.居住人口の維持・誘導</b> 変更1 新規7 計8事業							
<b>③定住人口の維持・誘導</b>							
		17	新規	空き家等を利用した居住誘導の推進	居住	前期	フラット3 5地域活性型の制度を活用して、空き家を利用した居住誘導の枠組みを構築する。 ・居住誘導区域外から誘導区域内への中古住宅取得と定住を要件として、中古住宅取得に補助金等のインセンティブを与え、既存ストックの活用を図りながら居住誘導を推進する。 ・居住誘導区域外から誘導区域内への特定空き家の取得・解体、現位置への新築を要件として、特定空き家取得や解体費用に対し補助金等のインセンティブを与え、危険空き家の除却を進めるとともに誘導区域内への居住誘導を推進する。
		18	変更	カーシェアリングによる居住誘導の促進	居住	中後期	公共交通の利用促進、居住誘導の促進（土地の高度利用）に向けて、カーシェアリング設備を設ける場合に、一定の支援等を検討する。 カーシェアリングを啓発し、自動車保有台数の削減を促し、運輸部門における温室効果ガスの排出抑制につなげる。 ホームページ等の媒体を活用し、カーシェアリングによる自動車保有台数の減が温室効果ガスの排出削減につながることを啓発を行う。
		19	新規	居住誘導のインセンティブ施策の推進	居住	前期	居住誘導区域内における既存太陽光発電設置補助事業への上乗せや、居住誘導の促進に関して税制支援を検討することにより、誘導区域内への居住誘導を図る。
		20	新規	多世代のまちづくり推進事業	居住	中後期	居住誘導区域内の多世代同居・近居の住宅取得（新築等）を要件として、補助を実施する。住宅団地や地域の高齢化が進む中、幅広い世代の住民の居住を促進することにより、持続可能なまちの構造を確保する。また、多世代の近居により子育てや介護のサポート等による人的ストックの活用が図られる。
<b>④選ばれる地域づくりの推進</b>							
		21	新規	移住・定住の促進	居住区域外	前期	市民や企業・団体等からなる「たかまつ移住応援隊」との連携による情報発信や相談対応などを始め、「起業・就業（仕事）のしやすさ」、「生活のしやすさ」、「子育てのしやすさ」といった本市の特性や強みを生かした各種の移住・定住促進策を行う。
		22	新規	U I J ターンの住宅支援	居住	中後期	フラット3 5地域活性型の制度等を活用して、U I J ターンによる移住の居住誘導の枠組み構築を検討する。
		23	新規	「気持ち高まる、高松。」シティプロモーション事業	居住区域外	前期	話題性と先進性のあるシティプロモーション施策に体系的に取り組むことで、本市に対するポジティブなイメージの浸透を図り、観光・M I C E 誘致のみならず、移住・定住促進、シビックプライド醸成などにつなげるため、全体的な都市ブランドの向上に取り組む。
		24	新規	MICE振興事業	広域一般学術居住区域外	前期	高松ならではのM I C E 誘致を展開するために昨年度策定されたM I C E 振興戦略に基づいて、香川県MICE誘致推進協議会や本市のMICE誘致におけるワンストップ窓口である（公財）高松観光コンベンション・ビューローなどと連携しながら、積極的にMICE振興を行う。
<b>3.地域の暮らしやすさの向上</b> 継続9(1) 変更1 新規8 計18(1)事業							
<b>⑤良好な居住環境の創出</b>							
		25	継続	老朽危険空き家対策事業	居住区域外	前期	地域の住環境の向上を図るため、老朽化して倒壊などのおそれのある空き家の除却を促進していく。 より多くの方々に補助制度を利用していただくため、補助率や限度額など、一定の予算枠の範囲内で、補助内容について見直しを検討するとともに、特定空き家等に対しては、特措法に定める措置を適正に講じていく。
		26	継続	社会福祉施設等の整備の推進	居住	前期	社会福祉施設等の整備予定者については、高松市社会福祉施設整備等審査会において、整備計画評価項目に基づき採点し、選定しているが、この評価区分の配点において、整備場所が居住誘導区域内である場合に加点し、整備の推進を図るもの。
		27	継続	障害者福祉施設等整備の推進	居住	前期	障害者福祉施設等の整備予定者については、高松市社会福祉施設整備等審査会において、整備計画評価項目に基づき採点し、選定しているが、この評価区分の配点において、整備場所が居住誘導区域内である場合に加点し、整備の推進を図るもの。
		28	継続	高齢者福祉施設等整備の推進	居住	前期	特別養護老人ホームの整備予定者については、高松市社会福祉施設整備等審査会において、整備計画評価項目に基づき採点し、選定しているが、この評価区分の配点において、整備場所が居住誘導区域内である場合に加点し、整備の推進を図るもの。
		29	継続	地域密着型サービス事業所等整備の推進	居住	前期	介護保険サービス事業所の整備予定者については、高松市社会福祉施設整備等審査会において、整備計画評価項目に基づき採点し、選定しているが、この評価区分の配点において、整備場所が居住誘導区域内である場合に加点し、整備の推進を図るもの。
		30	新規	津波・高潮関連整備事業	居住区域外	前期	今後発生が予測されている南海トラフ地震等の大規模地震を想定し、総合的かつ計画的に浸水被害の解消を図るため、香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づき、市管理の漁港・港湾において、発生頻度の高い津波に対しては可能な限り構造物で人命と財産を守る防災を旨とした施設整備を推進するとともに、最大クラスの津波に対しては、粘り強い構造により減災を旨とした施設の整備を行う。
		31	継続	生垣設置及び環境保全緑化助成事業	居住	前期	居住誘導区域において新たに宅地化する者に対しては、助成を行う率を上げる。なお、居住誘導区域以外において、新たに宅地化する者については、対象外とする。 ・生垣設置助成 上限：5千円/m、上限15万円 助成率：2/3 ・環境保全緑化助成 上限：15万円 助成率：1/2→ 2/3
		32	継続	身近な公園整備事業	居住区域外	前期	居住誘導区域内において、公園がない小学校区及び1人当たりの公園面積が少ない地域については、整備計画を定め、公園整備を積極的に取り組む。
		33	変更	合併処理浄化槽設置整備事業	居住区域外	前期	下水道事業計画区域外において、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付を実施する。特に、既存単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換については、引き続き、用途地域内外にかかわらず、重点を置くこととする。また、新設についても、現行の補助制度は、用途地域内に重点を置いた制度となっているが、今後は、居住誘導区域を用途地域内と同様の取扱いにすることを検討する。
		34	継続	汚水施設整備事業	居住	前期	下水道事業計画区域内の公共下水道整備を行う。  公共下水道整備については、人口減少などの環境の変化を踏まえ、多核連携型コンパクト・エコシティの推進の観点などから、引き続き、現在の下水道事業計画区域内の未整備地区において、計画的かつ効率的な整備に取り組む。
		35	新規	浸水対策施設整備事業	広域居住	前期	安全で安心なまちづくりのため、下水道事業計画区域内の浸水対策に取り組む。



方針	施策	No.	事業区分	事業名	実施区域	着手時期	事業内容
		6	継続	街路事業の推進【再掲】	居住 区域外	前期	郊外部の都市計画道路整備の必要性を検証するとともに、既成市街地においてネットワーク上や市街地形成に必要な道路やボトルネックの解消策（右折レーン等の拡充）等を総合的に検討する都市計画道路網再編を行い、併せて新しい都市計画道路の整備による土地利用の誘発のコントロールを図る。 (県実施のパーソントリップ調査の結果を踏まえ、将来交通量を見極めながら進める必要がある。)
<b>⑥ 人との繋がりのある地域づくりの推進</b>							
		36	新規	生涯活躍のまちづくりの推進	居住 区域外	前期	中高年齢者の希望に応じた暮らしの実現や地域住民の多世代交流を促進するため、移住者を含めた地域住民が主体となり本市の特性や強みを生かした地域づくりを目指す、「生涯活躍のまち」の理念を反映したまちづくりを推進する。
		37	新規	地域まちづくり交付金	居住 区域外	前期	地域コミュニティ協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、地域の各種事業・団体に対して交付していた補助金等を一元化し、地域コミュニティ協議会が、コミュニティプランに基づき、裁量権をもって執行できる補助金として、地域コミュニティ協議会に対し、一括交付する。
		38	新規	コミュニティセンター整備事業	居住 区域外	前期	地域住民によるまちづくり活動の拠点として、また、生涯学習及び地域福祉の推進に資するため、高松市44コミュニティ協議会が指定管理する52コミュニティセンターの整備を行う。
		39	新規	地域交流センター整備事業	一般	前期	仏生山地区は、都市計画マスタープランにおいて、「地域交流拠点」として位置付けられており、持続的な住居・経済活動などを支えるため、地域の生活拠点としての環境づくりを効果的に行うなど、地域の特性にふさわしい一定規模以上の商業・医療・産業環境や行政サービス機能の確保・向上を図るとともに、都市全体としてのコンパクト化を図るうえで、集約拠点として、地域における都市機能の集積維持とその向上を目指すこととしている。 また、ここでん仏生山駅周辺は交通結節拠点であり、新病院整備に関連した道路整備等に伴う結束機能の強化により、駅周辺の地域交流機能の向上が見込まれることから、人が集い賑わいが生まれる場を提供できる地域交流センター（仮称）を整備するもの。
		40	新規	空き家利活用の推進	居住 区域外	中後期	寄合スペース、図書館、観光によるコミュニティ形成等を目的とした空き家利活用の推進を検討する。
		41	新規	生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業	居住 区域外	前期	本市で平成28年10月から実施している新しい総合事業における、住民主体によるサービスの提供体制を構築し、支え合いの地域づくりを推進する。 住民主体によるサービスの提供体制を構築するため、生活支援コーディネーターを配置し、市内44カ所の地域コミュニティ協議会単位で、地域福祉ネットワーク会議の立上・運営の支援や、地域のニーズや課題の把握、住民主体による地域課題の解決に向けた取組等への支援を行う。
<b>4.公共交通ネットワークの再編</b>				継続1 新規11(1) 計12(1)事業			
<b>⑦ 持続可能な公共交通ネットワークの再構築</b>							
		42	新規	基幹交通軸の強化	一般	前期	広域交流拠点及び地域交流拠点間を結ぶ拠点間連携の強化を図る。 鉄道新駅整備に合わせ、鉄道における安全性向上・サービス水準を確保するため、現状単線区間の複線化事業を実施し、将来的には更なる運行頻度の向上などを目指す。
		43	新規	交通結節拠点の整備（新駅の整備を含む）	一般	前期	持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指し、鉄道を基軸としたバス路線の再編を進めるため、多様な交通モードが有機的に連携する交通結節拠点を整備する。 利便性向上と新たな需要掘り起しのため、幹線道路とのアクセス性が高い箇所などへの新駅等整備を行うことにより、シームレスな交通モードの選択が可能となるよう、拠点性・結節性の強化を図る。 ①公共交通軸を強化するため、ここでん琴平線（三条～太田駅間及び、太田～仏生山駅間）と幹線道路の交差点に新駅を整備する。 ②都市計画マスタープランにおける広域交流拠点内の「JR高松駅周辺」、「ここでん瓦町駅周辺」や前述のここでん新駅、地域交流拠点の中でも特に重要となる「ここでん仏生山駅周辺」を始め、ネットワーク上必要な鉄道駅において、交通結節機能を高める。
		44	新規	新交通システム（LRT等）の導入検討	広域 一般 学術 居住	中後期	中心市街地の回遊性やアクセス性向上のほか、郊外部における交通モードとして、新交通システムの導入の可能性について検討する。 都心地域と郊外部を結ぶ南北方向の流動、都心地域の回遊流動、特に人口が多い周辺部エリアから公共交通軸への流動を効率的に支えるLRTやBRT等の新交通システムの導入について調査・検討する。
		45	新規	バスネットワークの再編	広域 一般 学術 居住 区域外	前期	各ゾーンにおけるバス路線の役割や再編の考え方を明確にするとともに、需要に応じたモードの検討により、効率性・利便性の向上を図る。 本市の将来の都市構造を支える交通体系とするため、都心地域交通、都心地域周辺部交通、郊外部交通の役割を明確にした上で、バス路線の再編に努める。 鉄道とバス路線の重複の見直しなど、既存の路線バス網を全市的に見直し、幹線軸へのフィーダー化を基本とするネットワークの再編を進める。
<b>⑧ 公共交通の利便性の向上</b>							
		46	新規	交通系ICカードの利用の拡大、活用	広域 一般 学術 居住 区域外	前期	IruCaカードの利用環境拡大による利便性向上を図り、中心市街地の活性化や公共交通利用促進を目指す。 乗り継ぎのシームレス化等、公共交通の利便性向上を図るため、IruCaエリアにおける交通系ICカード（10カード）の利用が可能となるよう、利用環境の向上を図る。
		47	継続	サイクル&バスライドの促進	広域 一般 学術 居住	前期	都心地域周辺部や郊外部の鉄道軸のない地域を対象に、主要バス停留所周辺に駐輪場を整備することで、バスへの利用転換を促進する。 歩いて暮らせるにぎわいのあるまちづくりを目指して、中心部から5km圏外で、バス路線が唯一の公共交通である地域について、主要バス停留所周辺の商業施設などを活用したサイクル&バスライド駐輪場を整備する。
		48	新規	サイクル&ライドの促進	広域 一般	前期	都心地域周辺や郊外部の主要鉄道駅周辺に駐輪場を整備することで、鉄道への利用転換を促進する。 歩いて暮らせるにぎわいのあるまちづくりを目指して、中心部から5km圏外の主要鉄道駅周辺に遊休地などを活用したサイクル&ライド駐輪場を整備する。 駐輪場が整備されている鉄道駅についても利用状況等を調査し、利用者ニーズに対応できる施設の充実を図る。
		49	新規	バスサービス水準の向上	広域 一般 学術 居住 区域外	前期	自動車からバスへの利用転換において求められる、サービス水準の向上により、バス利用者の増加を図る。 需要に応じたサービスの提供が効率的に行えるよう、バス路線のフィーダー化に取り組む。特に通勤需要の多い路線においては、運行時間の延長や運行本数の増便など、利便性の向上を図る。 また、区間均一料金など、利用者に分かりやすい料金体系について検討する。

方針	施策	No.	事業区分	事業名	実施区域	着手時期	事業内容
		50	新規	バリアフリー化の推進	広域 一般 学術	前期	駅施設のバリアフリー化やノンステップバスの導入を推進し、利便性を向上することにより、公共交通の利用を促進する。
		51	新規	パーク&バスライドの促進	一般 学術 居住	前期	都心地域周辺部や郊外部の主要バス停留所周辺に駐車場を整備することで、都心地域への自動車の流入を抑制し、バスへの利用転換を促進する。 歩いて暮らせるにぎわいのあるまちづくりを目指して、中心部から5km圏外の主要バス停留所周辺に、商業施設などを活用したパーク&バスライド駐車場を整備する。
		52	新規	パーク&ライドの促進	一般 居住	前期	都心地域周辺部や郊外部の主要鉄道駅周辺に駐車場を整備することで、都心地域への自動車の流入を抑制し、鉄道への利用転換を促進する。 歩いて暮らせるにぎわいのあるまちづくりを目指して、中心部から5km圏外の主要鉄道駅周辺に、遊休地などを活用したパーク&ライド駐車場を整備する。 瀬戸・高松広域連携中核都市圏を形成する三木町、綾川町とも連携し、利用転換を推進する。
		10	新規	まちなかループバスの維持・改善【再掲】	広域	前期	中心市街地エリアの回遊性やアクセス性の向上を目的に、まちなかループバスの利便性の向上を目指す。 将来に向けては、駅と商店街周辺等の南北方向だけでなく、東西方向の移動を広く確保し、中心市街地全体の回遊性をより向上させるため、既存のまちなかループバスの運行エリアの拡大や再編についても検討する。

5.都市経営の効率化 継続2 変更1 新規2(1) 計5(1)事業

⑨効率的で効果的な行政運営の推進

53	新規	地域行政組織の再編	広域 一般 居住 区域外	前期	コンパクトで持続可能な都市づくりが求められている中、市役所の取り扱うサービスのほとんどが本庁組織に集約されている体制を見直し、地域の実情に適応した効率的・効果的な行政サービスの提供を可能とするため、「本庁一支部・出張所」の二層構造組織を再編し、「本庁一総合センター一地区センター（仮称）」の三層構造への移行を目指すものである。
54	継続	ファシリティマネジメント推進事業	居住 区域外	前期	公共・公用施設等の建築物(敷地を含む)については、ファシリティマネジメントを導入し、施設情報の一元管理を行うとともに、保有総量の最適化、保有資産の有効活用、施設の長寿命化、施設管理の効率化を図ることで、施設に係る将来の財政負担の削減や年度ごとの平準化を行う。 このうち、施設の統廃合・複合化・配置の見直し等については、まちづくりの基本コンセプトである、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画との整合性に配慮しながら検討を進める必要がある。 当面は、ファシリティマネジメントの取組が先行することから、集約拠点内への配置が必要な施設や、地域ごとの施設集約化等の在り方について、全庁的な協議を行いながら、方針・計画等の策定に取り組む。
55	継続	市営住宅長寿命化等の推進	居住 区域外	前期	住宅セーフティネットとしての必要供給戸数を確保しつつ、効率的な事業実施に取り組み、市営住宅ストックの長寿命化によるライフサイクルコスト縮減や事業量の平準化を図る。
56	変更	学校施設の長寿命化	居住 区域外	前期	現在、「高松市公共施設等総合管理計画」における個別施設計画の位置付けとして、「高松市学校施設長寿命化計画（案）」を策定中であり、今後、この計画に基づき計画的に学校施設の長寿命化を図ることにより、トータルコストの縮減と平準化を図りながら、学校別の整備の方向性を整理する。 また、施設の複合化等についても今後、検討する。
5	新規	地域包括支援センター・保健センター出先機関の統合【再掲】	一般	前期	地域における総合的な保健・福祉の相談窓口の充実及び子どもから高齢者まで一体的・専門的な対応による保健・福祉サービスの向上を目指し、地域行政組織再編計画に基づく総合センターの開設に合わせ、既存の地域包括支援センターの出先機関（サブセンター・サテライト）及び保健センターの出先機関（保健ステーション・合併町保健センター）を統廃合し、各区域の総合センターに段階的に移転させる。

6.市街地拡大の抑制 継続2 変更1 新規3 計6事業

⑩土地利用の適正化

57	新規	たかまつ農業ICT導入活用支援事業	区域外	前期	農地が狭小かつ混雑化が進行している本市農業の課題を克服し、消費地に近い立地や競争力のあるオリジナル品種等の生産を強化するため、農業分野におけるICTの導入・活用を推進し、ほ場管理の効率化や高度な生産技術、経営管理の合理化による経営規模の拡大と新規就農者など幅広い農業者の経営改善を支援することにより、農業の振興及び農地の保全を図る。
58	新規	居住誘導区域外の土地利用の適正化	区域外	前期	郊外部への市街地の拡散に歯止めをかけ、様々な都市機能の集約拠点への集積を図り、持続可能なまちづくりを進めるため、郊外部の土地利用規制の見直しを平成23年12月に行った。 今後、立地適正化計画で示される都市機能誘導区域内への都市機能の集約や居住誘導区域内への居住促進を図るため、郊外部への市街地拡散を抑制する土地利用規制の強化に向けた都市計画制度の内容検討を行う。
59	新規	居住誘導区域外の開発行為の適正化	区域外	前期	平成16年の線引き廃止以降、用途地域の縁辺部である用途白地地域（特に、多肥・林地区）において、宅地開発が進み、子育て世代の増加による小・中学校の教室不足を始め、狭い道路における通行車両の増加・交通安全性の低下など、行政負担の増加や地域住環境の悪化が顕在化している。 こうした中で、道路等の生活基盤が脆弱な箇所が多い用途白地地域については、これまでのように住宅の開発行為を許容することは、地域住環境の悪化が進むことから、立地適正化計画で居住誘導区域から除外した区域において、開発行為の抑制施策に関する検討を行う。
60	継続	農地転用規制の厳格化	区域外	前期	郊外部の用途白地地域等である第1種・第2種農地の転用許可に係る審査において、「申請地に代えて農地以外の土地または第3種農地で当該事業の目的が達成できるかどうか」という土地の代替性要件の審査をより厳格化し、居住誘導区域内の土地利用へ誘導する。 また、農業振興地域制度に基づく高松農業振興地域整備計画を厳格に運用することにより、農用地利用計画の適正管理に努める。
61	変更	優良農地確保対策事業	区域外	前期	郊外部の用途白地地域等において、耕作放棄地対策を強化するとともに農地の利用集積を推進し、郊外部に存在する優良農地の確保と有効利用を図り、自然環境を保全する。 高松農業振興地域整備計画の見直しにあたっては、立地適正化計画との整合性を考慮するとともに、荒廃農地等の再生利用については、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する担い手農家の掘り起しに努める。

⑪市街地の有効活用

62	継続	まちなかへの定住促進	広域	前期	日々の暮らしが徒歩圏内でまかなえるまちなか居住の環境を整える事業者への情報提供や助言・指導を通して定住人口の増加を促進する。国・県の動向を注視しながら、当該事業を実施しようとする事業者に対する情報提供や助言・指導等を実施する。 また、まちなかでの共同住宅等の高度利用を図り、魅力ある居住空間を創出する。共同住宅等新築、及びリフォームに際し、1階部分を居住者や地域住民での共用スペース等として提供する場合に、2階以上の住宅の容積率を緩和する。
----	----	------------	----	----	---



方針	施策	No.	事業区分	事業名	実施区域	着手時期	事業内容
7.誘導区域外においても住み続けられる生活環境の維持							
継続1(1) 変更2(2) 新規8(4) 計11(7)事業							
⑫拠点との連携の確保							
		63	新規	地域と連携した移動手段の確保	区域外	前期	今後、急激に増加する高齢者等交通弱者の生活の足を確保し、持続可能な交通体系の構築を目指す。 公共交通の空白地域や不便地域における交通弱者の移動手段となる路線について、地域の特性や利用者ニーズに見合った持続可能な交通体系の構築に、地域組織と協働して取り組む。 また、生活の基本的な活動に困難を来す方など、生活交通路線としての対応では不十分な方に対して、移動支援や、適切なサービスの提供ができるよう、生活支援の充実に向けて取り組む。
		64	新規	移動販売参入助成事業	区域外	前期	今後、急激に増加する高齢者等の生活を支援するため、移動販売業者の参入を促す。
⑬豊かな自然と調和した生活環境の維持							
		65	新規	地域おこし協力隊の有効活用	区域外	前期	人口減少により地域力が低下している山間部や島しょ部において、地域力の維持や活性化に資するため、都市地域等からの人材を積極的に誘致し、「地域おこし協力隊」を配置する。
		66	新規	小さな拠点づくりの推進	区域外	中後期	地域住民の活動・交流拠点の強化や、行政サービス機能の集約・確保、周辺との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図る。
		36	新規	生涯活躍のまちづくりの推進【再掲】	居住 区域外	前期	中高年齢者の希望に応じた暮らしの実現や地域住民の多世代交流を促進するため、移住者を含めた地域住民が主体となり本市の特性や強みを生かした地域づくりを目指す、「生涯活躍のまち」の理念を反映したまちづくりを推進する。
		37	新規	地域まちづくり交付金【再掲】	居住 区域外	前期	地域コミュニティ協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、地域の各種事業・団体に対して交付していた補助金等を一元化し、地域コミュニティ協議会が、コミュニティプランに基づき、裁量権をもって執行できる補助金として、地域コミュニティ協議会に対し、一括交付する。
		25	継続	老朽危険空き家対策事業【再掲】	居住 区域外	前期	地域の住環境の向上を図るため、老朽化して倒壊などのおそれのある空き家の除却を促進していく。 より多くの方々に補助制度を利用していただくため、補助率や限度額など、一定の予算枠の範囲内で、多くの方々が補助制度を利用できるように、補助内容について見直しを検討するとともに、特定空き家等に対しては、特措法に定める措置を適正に講じていく。
		40	新規	空き家利活用の推進【再掲】	居住 区域外	中後期	寄合スペース、図書館、観光によるコミュニティ形成等を目的とした空き家利活用の推進を検討する。
		41	新規	生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業【再掲】	居住 区域外	前期	本市で平成28年10月から実施している新しい総合事業における、住民主体によるサービスの提供体制を構築し、支え合いの地域づくりを推進する。 住民主体によるサービスの提供体制を構築するため、生活支援コーディネーターを配置し、市内44カ所の地域コミュニティ協議会単位で、地域福祉ネットワーク会議の立上・運営の支援や、地域のニーズや課題の把握、住民主体による地域課題の解決に向けた取組等への支援を行う。
		56	変更	学校施設の長寿命化【再掲】	居住 区域外	前期	現在、「高松市公共施設等総合管理計画」における個別施設計画の位置付けとして、「高松市学校施設長寿命化計画(案)」を策定中であり、今後、この計画に基づき計画的に学校施設の長寿命化を図ることにより、トータルコストの縮減と平準化を図りながら、学校別の整備の方向性を整理する。 また、施設の複合化等についても今後、検討する。
		61	変更	優良農地確保対策事業【再掲】	区域外	前期	郊外部の用途白地地域等において、耕作放棄地対策を強化するとともに農地の利用集積を推進し、郊外部に存在する優良農地の確保と有効利用を図り、自然環境を保全する。 高松農業振興地域整備計画の見直しにあたっては、立地適正化計画との整合性を考慮するとともに、荒廃農地等の再生利用については、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する担い手農家の掘り起しに努める。
●削除事業							
		1		中心市街地での健康づくり事業			平坦で歩道が整備された中心市街地の地理的な特徴及びアーケード商店街を利用し、健康づくりのためにウォーキング等の運動の推進に役立てる。 平成29年度に、各地域の特徴を活かしたウォーキングコースをもとにウォーキングマップを作成したところ、3地区において、アーケード商店街を利用したウォーキングコースとなった。天候に左右されることがないアーケード商店街は、毎日継続したウォーキング等の運動に利用しやすいことから、市民に活用してもらえるようホームページ等で周知啓発をしていく。
		2		高松市夜間急病診療所整備事業			高松市夜間急病診療所の移転整備により、感染症対応の診察室の設置、眼科・耳鼻咽喉科の診療科目増設など、診療機能を拡充し、円滑な初期救急医療体制の整備を図る。
		3		児童家庭相談・子育て相談事業			電話や来所により、専門資格を持つ家庭相談員や子育て相談員が悩みを抱える保護者等の相談に応じ、児童相談所や民生・児童委員等関係機関団体と連携を図り支援を行う。
		4		こども未来館(仮称)整備事業			未来を担う子どもたちが、心豊かに、健やかに育ち、また、子育て中の親たちが、安心して子どもを育てることができる環境を整備する。 子どもたちが限らない夢と想像力を持ち、健やかに成長していくために、成長段階に合わせて、子育て支援や学び・遊び・交流などの機能を持ち、子どもを主体とした子どものための施策・事業を実施し、子どもを中心として幅広い世代の人々が交流できる施設を目指す。
		5		サンポート高松の利活用			新県立体育館のサンポート高松での建設に向け、県と協議を行い、市民に愛される素晴らしい施設となるよう、市として必要な協力を行う。 本市土地開発公社が保有するサンポート高松A1街区について、新県立体育館の建設用地の一部として無償貸与する。 また、建設が想定される地区内の市道等についても、県と協議を行う中で、必要に応じた整備等を行う。

方針	施策	No.	事業区分	事業名	実施区域	着手時期	事業内容
		6		中心市街地歩行者空間整備事業			サンポート高松と中央商店街の回遊性を高め、中心市街地の更なる活性化を図るため、中心市街地歩行者空間整備計画に基づき、市道西の丸町兵庫町線の整備を行う。 ・電線共同溝整備 ・カラー舗装 ・歩道整備
		7		拠点居住促進事業			既存ストックの有効利用（空き家やコーポラティブハウス・オフィス、コンバージョンなど）に資する増改築、リフォーム等への工事費の一部を補助する。 また、土地の細分化による建て替え困難な宅地を集約化など技術的な支援を行う。 社会資本整備総合交付金 基幹事業：市街地再整備+効果促進事業：リフォーム補助
		8		高松駅南交通広場整備事業			高松市総合都市交通計画を踏まえ、JR高松駅南側用地を活用して、サンポート高松の交通結節機能の強化を図る。  高松駅南線交通広場の整備 バスバース 5バース 送迎用駐車場 約36台 待合所
		9		都心地域内の循環バスの導入			中心市街地における回遊性の向上を目指し、主要鉄道駅、中央商店街、商業施設、病院、官公庁などの施設を結ぶ、利便性の高い循環バスの導入。 28年度に取りまとめた運行改善策の計画的、段階的な実施により、利用促進に取り組む。
		10		公共交通利用促進条例（仮称）制定事業			全市域を対象とした、公共交通の利用促進に向けた条例の制定。 市民、交通事業者、行政の役割や責務等を明確に定めることにより、市民の意識改革も求めながら、公共交通の利用促進に努めていく。
		11		既存住宅関連施策等への補助上乗せ対応			コンパクト・エコシティの推進に係る既存補助事業に対して、集約拠点での取組に対して、上乗せ補助等の実施により、更なる利用促進を図る。 国土交通省所管の、「既存住宅流通・リフォーム推進事業」等の住宅関連事業に対する補助に対して、それぞれの事業の適用となった事項に対して、別途上乗せ補助の実施を検討する。
		12		再生可能エネルギーの導入促進			太陽エネルギー等の再生可能エネルギーの導入を促進する。 設備設置費補助を通じて、太陽光発電や蓄電、太陽熱利用の普及を促進する。 太陽光発電事業者に市有地を貸し出す。 市施設の太陽光発電等の導入を推進する。 下水汚泥消化ガスを有効利用する。（消化槽の加温、空調燃料、発電） 廃棄物焼却の余熱を有効利用する。（給湯、空調、温浴施設、発電） 小規模水力発電を行う。（浅野浄水場）
		13		立地適正化計画（仮称）の策定			平成26年8月に都市再生特別措置法の一部を改正する法律が施行され、これによりコンパクトなまちづくりに向けた法的枠組みが整備された。 この改正で策定できることとなった立地適正化計画については、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を主軸とするものであり、本市が取り組む「多核連携型コンパクト・エコシティ」の理念と一致することから、計画策定に取り組むものである。 医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することを目的とする「都市機能誘導区域」や一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されることを目的とする「居住誘導区域」を設定し、それぞれの誘導区域への適切な誘導施策を定めていく。
		14		自転車等駐車場附置義務制度の拡充			中心市街地の商業地域等においては、自転車等駐車場の附置義務の対象外となっている、事務所や集合住宅について、自転車等駐車場不足が放置自転車や適正な駐輪場利用の障害になっていることから、附置義務対象に追加し、安全・安心かつ快適に暮らすことのできる定住環境の創出を推進する。  用途区分 延べ面積 基準 事務所 2,000㎡以上 100㎡毎1台以上 共同住宅 又は長屋 20戸以上 1戸毎1台以上 を追加
		15		屋上・壁面緑化助成事業			平成24年度末に解散した財団法人高松市花と緑の協会から事業を受け継ぎ、平成25年度に高松市緑化事業助成金交付要綱を制定した。平成27年度には対象地域を商業・近隣商業地域に拡大した。
		16		駐車場の料金体系の見直し			駐車場料金については、自動車交通の流入抑制を図りながら、民間の駐車場料金とのバランスなども勘案し、検討を進めていく必要がある。
		17		鉄道・バスの乗り継ぎ円滑化			主要駅等に駅前広場等を整備し、鉄道とバスなど、公共交通ネットワークの強化を図る。 乗継抵抗の軽減に向け、鉄道とバスに加え、バスとバスの乗り継ぎの円滑化にも、交通事業者と連携しながら取り組んでいく。
		18		パーク・アンド・ライド駐車場の整備・管理事業			駐車需要が見込まれる鉄道駅周辺において、鉄道事業者の協力の下に、民間駐車場の空き区画のソフト的有効活用を図る。 ことでん仏生山駅周辺等へのパークアンドライド駐車場の整備を行い、及び既存駐車場の効率的運営に努める。
		19		公共交通網再編事業			鉄道新駅（交通結節拠点）の整備に合わせ、これらにアクセスする路線の設定や、拠点間の連携強化を主眼としたバス路線の再編に取り組む。
		20		コミュニティバス運行事業			既存のコミュニティバスについても、地元関係者との協議を重ねながら、地域組織が主体となるよう転換していく必要があり、乗合タクシーやデマンド交通等についての情報提供やコミュニティ交通の運行に係る制度の説明など、地域と共々に、その維持・導入に向けて取り組んでいく。

方針	施策	No.	事業区分	事業名	実施区域	着手時期	事業内容
		21		公共交通機関利用促進事業			公共交通空白地域の高齢者は、運転免許証の自主返納が難しく、公共交通に対する不満足度が高いことから、重点的に「モビリティ・マネジメント」に取り組む必要がある。
		22		鉄道駅・バス停周辺環境の改善			・土地提供者には、固定資産税分を支援する。 ・土地の交換分合等やミニ駅前広場整備に向けた支援を行う。 ・ことでん、利用者、市等で構成する協議会を結成（法定・任意）し、規模、整備手法等を調整する。
		23		鉄道駅周辺の自転車等駐車場整備事業			鉄道駅周辺の自転車等駐車場整備（9駅403台）、啓発強化対策（14駅）その他関連計画に合わせた整備を行い、公共交通の利用を促進する。
		24		空き家バンクの構築			空き家等の所有者と利用者をつなぐ、情報提供サイトを構築するとともに、モデル事業を通じて、民間事業者が実施している事業との差別化を図るための検討を行う。
		25		高齢者運転免許証返納促進事業			高齢運転者の交通事故を減らすため、運転免許証の自主返納を促進し、併せて公共交通機関の利用を促進する。
		26		景観計画の策定及び屋外広告物の規制内容の検討			地域の景観特性や都市計画制度の土地利用と連動した一定規模以上の「建築物」・「工作物」・「開発行為」について、マンセル表色系に基づく色彩基準を導入するなど景観法の規定に基づき、良好な景観形成を実施。 高松市屋外広告物条例を改正し、屋外広告物の規制・誘導を行い、無秩序な屋外広告物を削減し、良好な景観の形成を図る。
		27		学校施設整備事業（空調機設置、耐震化）			全小中学校の普通教室等に空調機を設置する。 学校施設の耐震化を推進する。
		28		コンパクト・エコシティ周知啓発事業			パンフレット等を活用し、周知啓発を行う。
		29		各種施策の情報提供と市民との情報共有			広報たかまつを始め、ケーブルテレビ、ホームページなどを通じて、各事業担当課と連携し、計画に基づく事業の周知・啓発に努め、情報共有を図る。
		30		市民農園整備事業の見直し			農地の有効利用や耕作放棄地の解消を目的とした既存の市民農園整備事業実施要領を改正し、介護福祉施設や介護付き高齢者居住施設(いわゆるシニアマンション)等が実施するレクリエーション農園の整備についても補助の対象とする。また、実施するにあたっては、関係課と連携して事業を進める。
		31		中心市街地活性化の推進			中心市街地活性化基本計画の認定による規制緩和や国等の支援措置を受け、コンパクト・エコシティ推進に寄与する計画掲載事業の円滑な実施を図る。
		32		香川県農業試験場跡地北側エリア整備基本計画 デザインガイドライン（仮称）の策定			当該地域の歴史や地域性に配慮した景観形成、公共交通の結節機能を高める、駅前広場の利便性の向上など、歩行者の回遊性を高めるため、歩道の高質化、統一的な照明・サインの設置を行う。
		33		中央通りオフィス環境整備事業			中央通りに面した賃貸オフィスビルの面的整備等及び施設改修等事業を行う者に対して支援することで、中心市街地の良好な街並みの形成及びにぎわいの創出を図るとともに、新たなテナント企業の誘致を促進する。 【具体的な内容】 ・バリアフリー化（旧ハートビル法）、EV、駐車場を駐輪場へ用途変更等 ・緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等と連携した取組を実施
		34		容積率等の緩和			共同住宅等新築、及びリフォームに際し、1階部分を居住者や地域住民での共用スペース等として利用するために供給する場合には、2階以上の住宅の容積率を緩和する。
		35		生活道路改良促進事業			居住誘導地域における生活道路の拡幅整備に必要な用地取得単価を上乗せするなど優遇を図り、快適で暮らしやすい居住環境の向上を目指す。